

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- (1) 当社および当社子会社(以下、当社の子会社を「グループ会社」といい、当社およびグループ会社を総称して「当社グループ」という。)では、コーポレート・ガバナンスの原則を「経営の効率性の向上」「経営の健全性の維持」「経営の透明性の確保」と認識し、株主の負託に応え、同時にすべてのステークホルダーの利益に合う経営の実現と企業価値の向上をめざしてまいります。
- (2) 当社グループでは、コーポレート・ガバナンスについては、経営上の最重要課題との認識を持ち、法令順守の趣旨を尊重しながら、取締役および使用人の職務執行の監督・監査を行っております。
- (3) 当社グループとしての経営戦略展開機能の強化に加え、経営環境の変化に対し迅速かつ的確に対処するための企業経営チェック体制の充実、牽制機能体制の充実が重要事項であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の取り組み状況・方針につきましては、当社ホームページ(http://www.sunautas.co.jp/ir_info/governance/tabid/233/Default.aspx)に掲載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太田興産株式会社	827,853	26.43
北野 淳子	279,230	8.91
JXTGホールディングス株式会社	234,000	7.47
太田 寿美子	160,409	5.12
北野 俊	117,200	3.74
花房 太郎	109,600	3.50
野川 正巳	79,500	2.54
サンオートス社員持株会	71,352	2.28
三堀 重治	48,900	1.56
河原 昌子	39,860	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	4 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 理一郎	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 理一郎	○	—	弁護士資格を有し、法律に関する高い見解をもとに独立した立場から当社の経営方針及び業務執行の妥当性・適性を確保するための助言、監督を行うため選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査計画の提出と会計監査実施結果の報告を受けるほか、適宜、会計監査人による監査に立ち会うとともに、会計監査人との間で定期的に情報交換、意見交換を行って監査の実効性および効率性の向上に努めております。

内部監査については、社長直轄の独立した部門である内部監査室が、法令遵守および内部統制の有効性等について、毎年度計画的に業務監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小嶋 郁夫	他の会社の出身者													
北村 俊和	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小嶋 郁夫	○	——	警察官としての長年の豊富な経験、高い公共性を有しており、当社の事業全般にわたり高い倫理観・社会性をもち、当社が期待する社外監査役としての機能を十分に発揮できるものとして選任しております。
北村 俊和		株式会社コーエーテクモホールディングス非常勤監査役を兼務しております。	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有し、これらを活かして、外部からの客観的な視点で経営の監督と監視を行うため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

2011年ストックオプション(2011年7月28日定時株主総会決議分)を実施していましたが、2018年6月30日をもって期間満了につき終了。その後新たに実施したものはありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書等において、取締役報酬および監査役報酬の総額を開示しております。
(2019年4月期 役員報酬の内容)
取締役の年間報酬総額 41百万円 (うち社外 1名 2百万円)
監査役の年間報酬総額 8百万円 (うち社外 2名 2百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

現在、当社の役員報酬の決定については、役員報酬規程に基づき、株主総会が決定した報酬総額の限度額以内で、世間水準および従業員給与とのバランスを考慮して決定しております。

当社の役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により一任された取締役であり、その権限の内容および裁量の範囲は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額は、取締役については、株主総会後の取締役会により一任された代表取締役が方針に基づき決定しております。また、監査役については株主総会後の監査役会において監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の専任スタッフは配置していませんが、社外取締役への情報伝達は管理本部が行っており、社外監査役への情報伝達は常勤監査役から行われるほか、管理本部が必要に応じてサポートする体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行については、当社グループでは業務全般にわたる諸規程を整備し、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程等により、各職位は責任と権限を明確にした上で職務の執行に当たっております。代表取締役が中心となって、業務執行、監督を行う一方で、次のとおり、取締役会規程で規定された付議事項を始め、経営上の意思決定を行う取締役会のほか、業務執行、監督を強化する機関として諸会議を運営しております。

・取締役会

取締役会は、取締役4名で構成され、経営上の重要事項、方針および業務の執行を決定しております。経営に関する事項の決議を速やかに行うため、月1回の定例取締役会のほか、臨時取締役会を機動的に開催しております。また、執行役員制度を導入し業務執行体制の強化を図っております。取締役会は決定機関であるばかりではなく、兼務役員、執行役員を含めた業務執行部門を監督する機関と位置付けております。

・経営会議

取締役会の決議事項、業務運営に係る法改正の内容(コンプライアンスの観点を中心に)の周知の場として、取締役、常勤監査役、執行役員及び営業関連部長等により構成された経営会議を月1回開催しております。あわせて、当社グループの業務運営上の問題点、リスク管理への対応等を検討し、当社グループ内事業部門間の調整を図っております。

・営業本部会議

取締役および営業部門の部長(子会社を含む。)で構成される営業本部会議を月1回開催しております。この会議において、営業部門の各事業の拠点別・商品別売上、損益動向を中心とする業務執行状況を検証する仕組みをとっております。また、これらの各会議で検討・決定された内容は、各事業部門ごとに月1回以上開催されるマネージャー会議において、各拠点長へ伝達・徹底される仕組みとなっております。

(2) 内部監査、監査役監査および会計監査は次の体制で機能しております。

・内部監査

内部監査については、監査計画に基づき、社長からの特命事項も含め内部監査室が実施しております。

・監査役監査

監査役監査については、常勤監査役を中心に監査役3名で実施しております。監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、取締役会および取締役の意思決定・業務執行に関して、それぞれ独立した立場から法令違反の有無等について意見を述べております。

監査役と内部監査人は、問題点があれば連携して改善に取り組む体制をとっており、管理本部とも連携して、当社グループ内の牽制機能を果たしております。

・会計監査

会計監査については、当社グループは東陽監査法人を会計監査人に選任し、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は社外取締役を1名、社外監査役を2名選任し、経営への監視機能の強化を図っております。原則として全員が月1回開催される取締役会に出席し、取締役会による意思決定に対して、法令順守はもとより、その妥当性および適正性を確保する観点から意見を述べております。

特に社外取締役および社外監査役からは、社外の経験、見識に基づき客観的な視点に立った評価と意見を表明することにより、取締役会はこれらを尊重し、経営判断に適切に反映されており、監視体制が適切に機能していると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を原則年1回開催。社長自ら個人投資家に直接説明する方式で実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、当社グループの経営方針、経営計画および業績等に関する説明を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの一事業部門であるエネルギー部門において、「環境車検」の取扱いおよび普及に努めております。
その他	・健康経営の推進 当社グループは、経営理念を実践してお客様の健康に貢献し、健康増進をサポートするためには、社員自身が健康であることは不可欠であり、お客様の信頼を得ることはできないと考え、次のとおり「健康宣言」を策定いたしました。 会社の成長を支える社員と家族の心身の健康を重要な経営資源の一つとして捉え、健康維持・増進活動に対する積極的な支援と組織的な健康づくりの推進によって、社員がいきいきと豊かで快適・健康的な社会生活と経済の発展に貢献する会社を目指します。 「健康宣言」を円滑に実施すべく「健康管理方針」を以下のとおり定めます。 1. 目的 当社は健康宣言に基づき、社員及び家族の心身の健康保持・増進と健康で快適な職場環境の形成を目的として、健康管理についての方針を定めます。 2. 体制 (1) 当社は、健康管理を推進・実施するため、代表取締役を責任者とする健康経営推進チームを組織します。 (2) 健康経営推進チームは、健康管理に関して年間あるいは中長期的な実施計画を定め、衛生委員会などとも連携しつつ実施計画を推進します。 (3) 健康経営推進チームは、健康管理の実施状況について定期的に経営会議に報告します。 3. 取組内容 当社グループは、社員一人ひとりが心身の健康保持増進に自律的に取り組めるよう、健康づくりを支援します。法令順守を基本とし、予防医学の見地から、以下の枠組みを体系的かつ包括的に健康管理を実施します。 (1) 0次予防：職場のコミュニケーション活性化等により、職場の環境を改善に資する取り組みを推進します。 (2) 1次予防：研修等による社員への健康啓発や予防接種の実施等により、疾病予防に資する取り組みを推進します。 (3) 2次予防：健康診断等の実施徹底や健康診断後の保健指導等により、疾病の早期発見・早期措置に資する取り組みを推進します。 (4) 3次予防：休業と職場復帰制度の規定や体制の整備により、疾病の再発防止・重症化予防に資する取り組みを推進します。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

(1) 基本的な考え方

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスについては、経営上の最重要課題との認識を持ち、代表取締役をはじめとして法令順守の趣旨を尊重しながら、以下の項目について取締役及び使用人の職務執行の監督・監査を行い、内部統制システムの構築に努めております。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款、取締役会規程、その他の社内諸規程等に従い、重要事項を審議、決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。

取締役は、取締役会にて決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会規程、その他の社内諸規程等に従い、担当職務を執行する。

取締役および使用人は、法令、定款、取締役会規程及びその他の社内諸規程等を遵守する。

監査役は、取締役及び使用人の職務の執行について、執行状況を把握し、社内管理部門と連携して独立した立場から法令違反等の有無について、監査を実施する。

「内部通報(ヘルプ・ホットライン)制度」については、社内窓口ならびに増設した社外窓口、監査役窓口により当社グループ従業員等の法令違反行為等に関するあらゆる通報に対して適切な処理を行い、公益通報者保護体制の確立を図る。

財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の信頼性及び適正性を確保する。

内部監査室において、コンプライアンス体制等の有効性及び業務運営の適切性について監査を行っております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報は文書管理規程にもとづき、適正に保存・管理する。また、個人情報の管理については、個人情報管理規程に従い、適正に保存・管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、リスク管理体制確立のための委員会を設置し、リスクカテゴリーごとの所管部署を定め、当社グループ全体のリスク管理体制を明確化するとともに、監査役と内部監査室が協力して部署ごとのリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回開催する定例取締役会のほか必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催する。

取締役会のほか、毎月1回、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を開催し、業績ほか主要事項の進捗を管理する。

業務執行については、職務分掌・職務権限規程、その他社内諸規程を制定し、業務執行に関する責任、職務権限の明確化を図る。

(6) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社については、その経営の自主性を尊重しつつ、経営計画にもとづいた施策と効率的な業務遂行、コンプライアンス体制、リスク管理体制を確保するために関係会社管理規程を定め、これにもとづく統制を行う。また、グループ会社間の調整や重要な意思決定については、グループ会社各社と協議のうえ対応、重要性の高いものについては、当社取締役会への報告を義務付けている。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、管理部門の構成員の中から監査役の職務を補助する使用人を選任する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は監査役より監査業務に必要な事項の調査等を命ぜられた場合には、取締役及びその他の使用人の指示命令は受けないものとし独立性を確保する。また、当該使用人の評価・人事異動については、監査役会と事前に協議し、同意を得たうえで決定する。

(9) 監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、取締役会及び社内の重要な会議において、適宜、職務執行状況を監査役に報告する。また、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、リスク管理に関する重大な事項、重大な法令、定款への違反事項、その他コンプライアンスに関する重大な事項があることを発見した場合は、直ちに監査役へ報告する。

子会社の取締役・監査役等及び使用人等から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、直ちに監査役に報告する。また、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適切に報告する。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度にもとづき、監査役に報告したことを理由として、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(11) 監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要と認められる場合、その費用等の請求にもとづき、速やかに当該費用等を支払うこととする。

(12) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会または監査役は、代表取締役等ならびに監査法人とも定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について積極的に意見交換を行うほか、その他の取締役や使用人とも必要に応じて会合を持ち、監査環境の整備を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を持たず、不当な要求行為に対しては毅然とした態度で対応することを基本的な考え方としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

管理本部を反社会的勢力の対応を統括する部署とし、関連情報の収集に努めるとともに警察等の行政機関や外部専門機関等との連結・協力体制を構築してまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

